

日野病院組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和3年4月

日野病院組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、日野病院組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 内容

- (1) 目標1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
医療技術職及び事務職の労働者に占める女性労働者の割合を40%以上とする。

対策

求職者に向けて、女性が活躍できる、働きやすい職場であることについて積極的に広報を行っていく。

- (2) 目標2 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
女性職員の育児休業の取得率100%を維持するとともに、男性職員の育児休業の1人以上の取得を目指す。

対策

配偶者の出産を控えている男性職員に対し、配偶者出産休暇や育児休業の取得について周知及び積極的な勧奨を行う。また、女性職員に対しても育児休業取得時、復職後の制度など周知のための個別相談を引き続き行う。

女性の活躍に関する情報公開

令和4年9月

採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

82.4%

労働者に占める女性労働者の割合（令和4年4月1日現在）

75.7%

管理職に占める女性労働者の割合（令和4年4月1日現在）

58.3%

男女別の育児休業取得率（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

男性 0%

女性 100%